平成27年度宮城県障害者施策推進協議会(第1回)会議録(要旨)

 O日時
 平成27年11月26 日(木)午前10時から午前11時40分

〇場所 宮城県自治会館206会議室

〇出席委員 16名(阿部委員,伊東委員,岡崎委員,川住委員,佐々木(英)委員,相澤委員,志村委員,下山委員,関本委員,髙橋委員,宮川委員,小幡委員,目黒委員,森委員,西村委員,渡辺委員)

〇欠席委員 4名(佐々木(一)委員,登米委員,長橋委員,浅野委員)

〇開会

進行より開会の宣告、傍聴の留意事項の説明、新任委員の紹介。

○伊東部長あいさつ

皆様方には御礼申し上げる。保健福祉部としては、引き続き被災された方々の健康状況の把握や 心のケアといった被災者支援などに、今後も長期的に取り組んでいく。本日は、平成28年4月施 行の障害者差別解消法についての、県の対応方針等を議題としている。委員の皆様には忌憚なく御 意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げる。

- ○進行より配付資料の確認、定足数充足の報告。
- ○規定により当該協議会の阿部会長が議長として進行する旨説明。

〇議題(質疑要旨)

1 障害者差別解消法施行に伴う県の対応等について

(1) 障害者差別解消法について

渡辺委員・目黒委員

障害者差別解消に関する取組について,法律のイメージがつかみづらい。 障害者差別解消法については,県民の方々にしっかりと法律の概要等が伝わるようにするべきである。

事務局

障害者差別解消法については、法律の理解という部分で県民の方々に正しく理解していただくための理解・啓発の取組を今後行っていく。

(2) 県の対応要領について

目黒委員

対応要領は県民には直接関係しないものだと思うがどうか。

森委員

合理的配慮の基礎となる環境の整備という部分について、ハード面及びソフト面などを踏まえ、 対応要領全体の中で見直しをしていただきたい。

事務局

対応要領を定めるにあたっては、当事者の方々の意見を聞いた上で策定することとなっているため、今回諮っているところである。環境整備については、県の対応要領は手話通訳やガイドヘルパーの派遣などソフト面での環境整備が多くを占めている。ハード面での整備となると、財源の問題等もあるため、対応要領において、環境整備という表記の見直しを検討したい。

(3) 障害者差別解消支援地域協議会について

渡辺委員

障害者差別解消支援地域協議会をどのようにつくっていくのか。

目黒委員

障害者差別解消支援地域協議会については、各市町村意識の違いも大きいため、これらすべてを 把握することは私達にはできない。現場を結ぶネットワーク無しに県一本で協議会を設置するとい うことは少し違うのではないか。

森委員

市町村と当該協議会との関係をどのようにしていくかが重要であり、協議会を設置していない市町村には助言や指導を行っていく必要がある。また、その地域特有の諸問題も出てくる可能性があるため、障害者団体や相談業務に携わる方々にも関わって頂くことが必要である。

事務局

協議会において具体的に事例の積み上げを行い、実態の即した形で協議会を作って行きたいと考えている。また、市町村単位では地域協議会の設置をどうするかという検討まで至っていないという印象を受けているので、市町村に対しては、助言や指導を行っていく。さらに、市町村単位でもこのような地域協議会を設置する動きが出てくると思われる。今後市町村でも地域協議会が設置されていければ望ましい形になるので、各地域でつくられる協議会とのつながりやネットワークを構築しながら情報収集や事例検討ができるようにしていく。

2 宮城者発達障害者支援体制整備検討会について

質疑なし

3 船形コロニー施設整備検討会の検討状況について

日里委員

居住棟がユニット制若しくは個室化の導入という方向の話であったが、ユニットや個室制を含め た施設となっているのか。また、コミュニティタウンについて詳しく説明願いたい。

事務局

検討会で話し合われた内容では、個室・ユニット化でできるだけ小規模にした建物を複数建てることが必要であるという話をいただいている。また、コミュニティタウンについては、一般の方々と日常的に交流ができるような機能や環境を構築できればということで、ご提案をいただいているものである。

志村委員・下山委員

船形コロニーは、今こそ開けてきているものの、入所者の方が気軽に街の中へ行くことができない、一般の方々との交流が難しい立地でもあるので、一般の方々と交流でき、生活感を感じられるような場所を検討して欲しい。

事務局

検討会を踏まえ、基本構想を策定するので、その中でどういった場所が適切なのかというところ を調査しながら決定したいと考えている。

4 情報提供

髙橋委員

事務局より、障害者差別解消法関連の説明があったが、障害者雇用の推進に関する法律が改正され、雇用の分野においても、合理的配慮に係る指針が平成28年4月から施行されることとなっている。現在ハローワーク等で説明会を実施しており、また厚生労働省のホームページ上でも掲載さ

れているので、承知願いたい。

事務局

第3期宮城県障害福祉計画の実績(参考資料1-1)及びみやぎ障害者プランの取組状況(参考資料1-2)について、報告が遅くなり申し訳ない。第4期の計画については、来年度の早い時期に取りまとめを行い、当協議会で検討を行うこととする。

5 閉会